

財務省告示第四百八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年十月二十一日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十一月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記 号	利付国庫債券（五年）（第二十二 回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	発行方法	国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け
四	発行額	額面金額で二千百一億円
五	払込金額	二千九十九億三千百九十二万円
六	額面金額の 種類	円、一億円及び十億円の六種
七	発行日	平成十四年十月二十一日
八	発行価格	額面金額百円につき九十九円九 十二銭
九	利率	年〇・三パーセント
十	経過利率の 払込み	年金資金運用基金理事長は、払 込金額に加え、次の算式により 算出した金額を第十六号に規定 する期日に払い込むものとする。 $\frac{\text{額面金額及び登録金額の総額} \times 0.3 \times 31}{100 \times 365}$
十一	初期利子	平成十五年三月二十日を支払期 とし、次の算式により算出した

十	十	十	十	十
六	五	四	三	二
払	払	元	償	償
込	場	利	還	還
期	所	金	金	期
日		支	額	限

金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次の号及び第十三号において規
 定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額又は登録金額} \times 0.3 \times 1}{100 \times 2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六月間に属する
 利子を支払う。
 平成十九年九月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行本店、支店、代理店、
 国債代理店及び国債元利金支払
 取扱店並びに取扱郵便局
 平成十四年十月二十一日